

始良地区医師会訪問看護ステーション 重要事項説明書・契約書

令和 6 年 6 月 1 日現在

1. 事業所の概要

1) 連絡先および営業の時間等

名 称	始良地区医師会訪問看護ステーション				
所 在 地	鹿児島県霧島市隼人町内山田一丁目 6 番 52 号				
管 理 者	井元 和代	電 話	0995-42-8996	FAX	0995-42-8936
通常サービス提供地域	霧島市・始良市・湧水町				
事業所番号	4661990046(介護保険)・医療保険(1990046)				
営業日	月曜日～土曜日 (休日:日曜日・祝日、8月14・15日、12月29日～1月3日)				
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時(土曜日午前 8 時 30 分～午後 12 時 30 分)				

電話による 24 時間の相談を受け、また必要に応じて訪問を行い状況を確認する体制を整えています。

2) 職員体制

職 種	員 数	業務内容
管 理 者	1 名	管理業務・訪問看護
看 護 師	11 名(状況により若干変動あり)	訪問看護
作業療法士	1 名	訪問看護(リハビリ)
事 務 職 員	1 名(状況により若干変動あり)	事務

3) 運営の方針

要介護者及び在宅療養者の心身の状態を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の回復を図ります。

なお、作業療法士等による訪問看護は看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、定期的な看護職員による訪問看護により利用者の状態の適切な評価を行います。

2. 訪問看護の流れと内容

訪問看護の申し込みをいただきますと、主治医の指示(及び居宅サービス計画)に基づき、利用者の心身の状態・生活環境を踏まえ訪問看護計画を作成し、実施、評価をいたします。

なお、訪問看護計画については利用者・ご家族の希望を取り入れ作成し、内容の同意を頂きます。

内 容	病状の観察や健康相談、日常生活の看護(食生活、清潔、排泄、移動)、終末期の看護、医療機器を使用した方の看護(胃瘻・経管栄養、留置カテーテル、気管カニューレ、人工呼吸器、人工膀胱、人工肛門等)、リハビリテーション看護、認知症や精神心理的な看護、社会資源の活用や相談、介護の相談や技術の指導、ターミナルケア
-----	---

3. 秘密保持

事業者及び職員は、サービス担当者会議等で関係機関との連携を図る場合など正当な理由がある場合には、利用者及び家族等の個人情報を提供することがあります。

事業者及び職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は訪問看護の終了後、また職員等が職を離れた後も同様です。

4. 虐待防止

事業所は、虐待の発生及びその再発を防止するための措置を以下のとおりと定めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

5. 事故発生・緊急時の対応

訪問看護の提供により利用者に事故や症状の急変等が発生した場合は、速やかにご家族等や主治医・介護支援専門員・市町村に連絡を行うとともに、関係機関と連携して必要な措置を講じます。

サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、当事業所の責めに帰さない場合にはその限りではありません。

6. 災害発生時の対応

災害発生時は、災害時の情報、災害状況を把握し、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。大雨、大雪など交通状況により訪問できない場合もあります。

7. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するように努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 感染症の予防及びまん延防止の為の措置

事業所は、感染症の発生及びまん延防止の為の措置を以下の通りと定めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

9. 相談・苦情窓口

相談や苦情などに適切に対応する体制を整えていますので、ご遠慮なくお申し出ください。

- 1) お客様相談・苦情窓口 始良地区医師会訪問看護ステーション

〔連絡先〕 0995-42-8996 〔受付時間〕 当ステーションの営業時間内

〔担当者名〕 井元 和代

- 2) その他別紙の相談窓口もあります。

10. 契約と解約

- 1) サービスの利用開始に当たり、ご利用者様と当事業所と契約書を交わして頂きます。
- 2) サービスの終了について
 - ・ご利用者のご都合で終了する場合、サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申出下さい。
 - ・以下の場合、解約をさせて頂くことがあります。
- ① 当事業所の都合でサービスを終了する場合。 人員不足等、やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知致します。
- ② 自動終了: 以下の場合、双方の通知がなくても 自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設等に入所された場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ・ご利用者様がお亡くなりになった場合
 - ・ご利用者が訪問範囲外に転出された場合
- ③ その他
ご利用者やご家族などが当事業所の従業員に対して 本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

11. 利用料金

サービスに対する利用料金は、別紙に記載するとおりとします。契約有効期間中、介護保険等の関係法令の改正により利用料の改定となった場合には、改定後の金額を適用し法令改正後速やかに利用者に対し改定の時期及び金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

12. 利用料金を滞納した場合の対応

- 1) 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を 3 ヶ月以上滞納した場合には、事業者は 1 ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを勧告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除することができます。
- 2) 事業者は、前項の勧告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

13. 個人情報の開示について

利用者の情報の開示をご希望の方は、ご遠慮なくお申出下さい。

14. 事業計画・財務内容の閲覧

当事業所の事業計画・財務内容の閲覧をご希望の方は、当事業所職員までご遠慮なくお申出下さい。

15. 第三者評価について

当事業所は、第三者評価を実施しておりません。

個人情報の利用目的

当事業所は、在宅や医療や介護を受けながら生活をされている利用者への訪問看護の提供を通して個人情報を取得し保有させていただきます。

1. 個人情報に対する当事業所の基本的姿勢

当事業所は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者及びご家族の皆様の個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 当事業所が保有する個人情報の利用目的

当事業所は、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は、利用及びご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等及び支払機関へのレセプト提出や審査支払機関・保険者からの照会への回答といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者・ご家族の個人情報は、訪問看護の提供に際して以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ☐ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ☐ 介護保険施設及び諸施設入所時の照会への回答
- ☐ 学会、研究会等での事例研究発表
- ☐ サービス提供や業務の維持・改善のための基礎資料
- ☐ 学生等の実習、研修への協力

3. 当事業所が所有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。

保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

4. お問い合わせ先

開示請求、苦情、訂正、利用停止等は、下記にお申し出ください。

始良地区医師会訪問看護ステーション

個人情報管理責任者 井元 和代

TEL 0995-42-8996

FAX 0995-42-8936

E-mail aiist@po.minc.ne.jp

説明・同意確認欄

年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し同意の上、交付いたしました。

事業者 所在地 鹿児島県霧島市隼人町内山田一丁目6番 52号
名 称 始良地区医師会訪問看護ステーション
代表者 佐藤 昭人 ⑩
説明者 井元 和代 ⑩

私は、本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供について同意しました。
なお、サービス担当者会議において、秘密保持を前提とし最小限度内で利用者及び家族等の個人情報を提供することに同意します。

年 月 日

利用者 住 所
氏 名 ⑩
家族代表 続柄()
住 所
氏 名 ⑩